

東海村選挙管理委員会会議録

開催日：平成29年3月2日

東海村選挙管理委員会

東海村選挙管理委員会

- 1 開催日時 平成29年3月2日(木)
午前10時から午前11時まで
- 2 開催場所 東海村役場会議室403
- 3 会議に付議した事件
議案第1号 公職選挙法第28条の抹消者について
議案第2号 平成29年3月における選挙人名簿への登録について
議案第3号 平成29年3月における選挙人名簿の調製について
議案第4号 直接請求の法定数の告示について
議案第5号 平成29年3月における選挙人名簿に係る縦覧について
議案第6号 平成29年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について
- 4 出席委員は次のとおりである。(4名)
委員長 本多 喜久男 委員長職務代理者 大友 捷夫
委員 伊藤 究 委員 高橋 康夫
- 5 欠席委員は次のとおりである。(0名)
- 6 説明のため会議に出席した者は次のとおりである。
東海村選挙管理委員会事務局
書記長 岡部 聡 書記 大杉 美香
書記 田所 佑翼
- 7 会議の書記は次のとおりである。
同上
- 8 本会議における議題及び議事の概要は次のとおりである。

開会 午前10時

○**本多委員長** 本日は、お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。3月に入り、随分春めいてまいりましたが、風はまだ冷たく感じます。

さて、ただ今の出席委員は4名であり、地方自治法第189条第1項に規定する定足数に達しておりますので、東海村選挙管理委員会規程第12条の規定により選挙管理委員会を開催いたします。

○**本多委員長** 本日の議案は、平成29年3月の定時登録に係るもの6件で、お手元に配布しましたとおりでございます。

それでは、「議案第1号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局より説明をお願いいたします。

○**大杉書記** 議案第1号は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により別冊の者を選挙人名簿から抹消するものです。

○**本多委員長** （別冊を回覧後）ただ今、「議案第1号 公職選挙法第28条の抹消者について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（質疑なし）

○**本多委員長** 議案第1号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

（「異義なし」と呼ぶ者あり）

○**本多委員長** 議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○**本多委員長** 続いて、「議案第2号 平成29年3月における選挙人名簿への登録について」事務局より説明をお願いいたします。

○**大杉書記** 議案第2号は、公職選挙法第22条第1項の規定により平成29

年3月における選挙人名簿に登録される資格を具備している者を、別冊のとおり選挙人名簿に登録するもので、登録基準日は平成29年3月1日、登録日は平成29年3月2日、登録資格要件としては、(1)住所移転者が、平成29年12月1日までに住民票が作成され、又は転入の届出をした者で、引き続き3箇月以上住民基本台帳に記載されている者。年齢満18年以上の者が、平成11年3月2日までに生まれた者で、住民基本台帳に記載され、住所要件を有している者となります。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第2号 平成29年3月における選挙人名簿への登録について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第2号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第3号 平成29年3月における選挙人名簿の調製について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第3号は、公職選挙法第19条第2項の規定により平成29年3月における選挙人名簿の登録者を別紙のとおり調製するものです。今回の登録者数は、前回平成28年12月の定時登録者数30,980名から23名減の30,957名となりました。23名減の根拠といたしましては、抹消者数が334名、回復者数が0名、新規登録者数が224名、新有権者数が87名となっています。

○本多委員長 (別冊を回覧後)ただ今、「議案第3号 平成29年3月における選挙人名簿の調製について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第3号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第4号 直接請求の法定数の告示について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第4号は、直接請求に連署を要すべき者の法定数の告示を、別紙(記載略)のとおり行うものです。

○本多委員長 ただ今、「議案第4号 直接請求の法定数の告示について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長 議案第4号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長 議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長 続いて、「議案第5号 平成29年3月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記 議案第5号は、公職選挙法第23条第1項の規定により平成29年3月2日に選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成29年3月3日(金)から平成29年3月7日(火)までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長　ただ今、「議案第5号　平成29年3月における選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第5号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長　続いて、「議案第6号　平成29年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局より説明をお願いいたします。

○大杉書記　議案第6号は、公職選挙法第30条の7第1項の規定により在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面について、東海村役場総務部総務課において、平成29年3月3日(金)から平成29年3月7日(火)までの期間、午前8時30分から午後5時まで縦覧に供するものです。

○本多委員長　ただ今、「議案第6号　平成29年3月における在外選挙人名簿に係る縦覧について」事務局から説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

(質疑なし)

○本多委員長　議案第6号は、原案のとおり可決してよろしいですか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

○本多委員長　議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○本多委員長　　その他としまして、事務局から何かありますか。

○大杉書記　　次回の選挙管理委員会は新年度を予定しています。例年、東海村白バラ会の総会が4月から5月に行われる場合、新年度の委員会はその日程に合わせておりますが、総会の日程については、白バラ会会長の意向を確認しながら進めてまいりますので、また改めて御連絡を差し上げたいと存じます。

○本多委員長　　以上で会議に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって、選挙管理委員会を閉会といたします。

閉会　午前11時